

ウ 対馬等3経済圏

事業

1 対馬等3経済圏では、当事会社以外に店舗を置いて貸出しを行っている競争事業者は存在せず、対馬経済圏及び杵岐経済圏では、本件統合後に当事会社グループの市場シェアは約9.5%となる。また、新上五島経済圏のPは、約2.0%の市場シェアを有しているが、同経済圏の市場規模が極めて小さい一方、特定の中小企業に対して多額の貸出しを行ったことを反映したものにすぎない。以上から、対馬等3経済圏においては、実質的な競争事業者は存在せず、競争事業者からの競争圧力は認められない。

分析

2 他方、一般的に、各事業者にとって最も効率的な供給量（最小最適規模：事業者にとって平均費用が最低となる供給量）との関係で一定の取引分野における市場規模が十分に大きくなく、複数の事業者で需要を分け合うと効率的な事業者であっても採算が取れず、複数の事業者による競争を維持することが困難な場合（このような場合には、事業の譲受けにより競争事業者を創出しようにも、不採算を理由に事業の譲受け先が見つからないと考えられる。）には、当該複数の事業者が企業結合を行い1社となったとしても、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

分析

3 対馬等3経済圏は、市場規模が極めて小さく¹⁰、当事会社グループは店舗等の合理化を図ってきたにもかかわらず採算が取れていない状況にあるため、複数の事業者による競争を維持することが困難であると認められる。また、競争事業者に対するヒアリングによれば、競争事業者の創出のため、仮に対馬等3経済圏の店舗が譲渡されるとしても、当該店舗の譲受けを希望しないとのことである。

分析

4 以上から、対馬等3経済圏では、本件統合により競争を実質的に制限することとはならないと認められるが、ほぼ独占状態となることから、その弊害が生じないよう所要の措置が講じられることが望ましい。

¹⁰ 長崎県における中小企業向け貸出しの市場規模に占める対馬等3経済圏それぞれの市場規模の割合は、約1%又はそれ以下である。

